

## 議会運営委員会諮問事項について

## 【諮問事項一覧】

番号	要旨	提案会派
13	<p><b>陳情のホームページ公開にかかる手続きおよび留意事項等の検討</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 公開にかかる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化</li> <li>2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について</li> <li>3. 「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」の運営上の確認</li> </ul>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>継続協議中</b></div> 自民党
14	<p><b>議会資料のペーパーレス化について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>板橋区議会では、「議会のICT化および情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"><b>継続協議中</b></div> 自民党

## 【検討が終了した諮問事項】

番号	要旨	提案会派	結論
1	<p><b>ペーパーレス化について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>紙資源の削減だけではなく、業務の効率化を目指し、議会におけるＩＣＴ機器の導入と活用を検討する理由から提案する。</p>	自民党	<p>【令和2年9月30日決定】</p> <p>実施時期を先送りすることとし、検討終了。</p>
2	<p><b>請願・陳情付託除外基準の拡大について 私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>個人的な財産権に関して、議会が態度表明することはなじまない。</p> <p>また、法的な条件を満たしているのであれば、議会の権限外であり、態度表明をすべきではないという理由から提案する。</p>	自民党	<p>【令和3年12月3日決定】</p> <p>付託除外基準に追加することを決定し、検討を終了。</p>
3	<p><b>議会放送について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>区民への情報公開をより進めるため、議会放送の今後のあり方を検討する。</p>	自民党	<p>【令和2年9月30日決定】</p> <p>実施を見送ることとし、検討を終了。</p>
4	<p><b>議会運営に関する陳情の取扱いについて</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>議会運営に関する事項は、全会一致を原則としていることから、採決が前提である陳情審査ではなく、議会全体の合意が図られるよう諮問事項として提案し、審議することが望ましいと考える。</p> <p>そのため、議会運営に関する陳情は、議会運営委員に参考送付し、諮問事項で議論することを提案する。</p>	自民党	<p>【令和2年2月21日決定】</p> <p>議会運営委員会に関する陳情が提出された際の取扱いについて、申合せ事項とすることを決定し、検討を終了。</p>
5	<p><b>請願・陳情の区議会ＨＰ上での公開について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>本件は、板橋区の情報公開条例における公文書原則公開の規定や、議会基本条例前文に「区民に開かれた、区民参加の議会」「徹底した情報公開」と謳っている理念に鑑みて、陳情の願意に拘束されることなく、議論を深め結論を出すべきである。よって、議会運営委員会の諮問事項として提案する。</p>	公明党	<p>【令和2年10月12日決定】</p> <p>請願は先行してＨＰ公開することに決定。</p> <p>【令和4年2月21日決定】</p> <p>陳情のＨＰ公開については、付託除外基準が一定整理されたことに伴い、公開に向けて具体的な手順や方法等を別の機会で議論を重ねることとし、検討終了。</p>

番号	要旨	提案会派	結論
6	<p><b>特別会計の予算審査・決算調査特別委員会分科会については、必要な場合、別途日程を設けることができるることとする</b></p> <p><b>提案理由</b> 健康福祉委員会関連の一般会計の他に3特別会計の審査を行うのは、時間的に不十分であると考えるため提案する。</p>	共産党	<p>【令和4年9月30日決定】 現状の日程の中で審査を行うこととし、検討を終了。</p>
7	<p><b>各種計画について、関係する各常任委員会においても報告及び質疑を可能とすること</b></p> <p><b>提案理由</b> 現在、とりまとめを行う所管課が、所属する常任委員会のみで報告を行うこととなっている。そのため、所管外の個別事業について、充分な質疑を行うことができないことから、改善を求め提案する。</p>	共産党	<p>【令和3年2月19日決定】 現在実施している所管事項調査などの制度をさらに活用していくこととし、検討を終了。</p>
8	<p><b>政務活動費について、証拠書類をHPで公開することについて</b></p> <p><b>提案理由</b> 政務活動費の支出について、收支報告書の公開だけでは、透明性が図られているとは言えないことから、領収書等の証拠書類を公開する必要があると考えるため提案する。</p>	共産党	<p>【令和2年9月30日決定】 会計帳簿をまずは公開することとし、あり檢で事務作業の効率化等の検討を行うことを申し添え、検討を終了。</p>
9	<p><b>議場及び委員会室等にノートPC・タブレット端末等の持ち込みについて</b></p> <p><b>提案理由</b> 係る電子機器の議場等における活用は、民間企業や他自治体での活用状況と比して時代に即しているとは言い難い状況にあり、議会における議論の活性化及びペーパーレス化の観点からも、係る機器の持ち込みについての検討部会を立ち上げ、課題の抽出とルール作りについて整理を行う必要がある。</p>	民主クラブ	<p>【令和2年9月30日決定】 実施時期を先送りすることとし、検討を終了。</p>

番号	要旨	提案会派	結論
10	<p><b>各常任委員会・特別委員会でのネット中継実施及び本会議・予算決算特別委員会のネット中継の見直しについて</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>各常任委員会・特別委員会は広く公開すべきものであり、より多くの住民に傍聴の機会を提供するため、既に一般的になっているネット中継サービスを活用すべきである。また、本会議ネット中継環境は旧式化しており、予算決算総括質問で用いられているネット中継サービスも現在一般的では無いものになっており、いずれも見直しが必要である。係る検討のための検討部会を立ち上げる必要がある。</p>	民主クラブ	<p>【令和2年9月30日決定】</p> <p>費用対効果やニーズの面で課題があり、現段階での実施を見送ることとし、検討を終了。</p>
11	<p><b>議会情報のオープンデータ化について</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>議会で配付される情報は、紙またはPDFデータであるが、こうした配付形態では機械可読性がなく、データをデジタル形式で再利用するなどの活用が難しい。Excel形式によるデータ配付やXML形式でのリリースなどビッグデータ時代にふさわしい情報活用を検討する必要がある。</p>	民主クラブ	<p>【令和2年9月30日決定】</p> <p>議会内部で検討出来るものではないため、所管の委員会において、必要な政策提言を行うこととし、検討を終了。</p>
12	<p><b>意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて</b></p> <p><b>提案理由</b></p> <p>意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合がある。この場合は、全会一致ではないため意見書等を提出することができず、議会としての道義的責任（議会の不作為）が生じることになる。また、4人会派や3人会派が所属していない委員会で全会一致の採択となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書の案文で確認している。</p> <p>以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図られるように、議会運営委員への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。</p>	公明党	<p>【令和3年12月3日決定】</p> <p>陳情を採択した場合、意見書を提出する道義的責任があることについての認識は一致した。対応方法については、引き続き各会派において検討の上、改めて別の機会に議論することとし、検討を終了。</p>